

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 3 9 号
件 名	陳情書の処理についての申し合わせ事項の撤廃などについて
要 旨	<p>平成 29 年 5 月 17 日に開催された議会運営委員会で、陳情についての申し合わせ事項が議決されました。</p> <p>しかし、この申し合わせ事項は、議会事務局で陳情は受理するが、議会運営委員会で門前払いにする内容です。</p> <p>なぜ門前払いにするのか。なぜこんな申し合わせをするのか。</p> <p>日本国憲法議論はしなくとも、新潟市議会基本条例には違反しています。</p> <p>請願（陳情）は、市民が議会に直接意見を伝えることができる機会であり、議会は受理された請願（陳情）を真摯に受けとめ、広く市民から意見、要望をお聞きしますと市民に開かれた議会をアピールするためにも、その趣旨を十分に理解して審議を行うことが議会の役目であると思います。</p> <p>よって、以下について陳情します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 平成 29 年 5 月 17 日に議決された申し合わせ事項は撤廃すること。</p> <p>2 受理された請願（陳情）は全て委員会に付託して審議すること。</p> <p>3 前の定例会で不採択になった請願（陳情）でも、次の定例会に再び出された請願（陳情）は、同趣旨などにかかわらず、市民側から見て状況の変化も考えられることから委員会に付託して審議すること。</p>
付 託 年月日 委員会	<p>第 1 項 } 平成 29 年 6 月 22 日 } 議会運営委員会 第 3 項 }</p>
受 理	平成 29 年 6 月 14 日 第 1 0 7 号